

教育・保育施設等の整備に係る国庫補助等協議対象施設等の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）の施設整備を国庫補助又は国交付金の対象とするために国と協議する場合における当該施設整備の対象となる施設（以下「国庫補助等協議対象施設」という。）の公表及び国庫補助等協議対象施設の施設建設に係る入札結果の公表については、厚生労働省通知（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(国庫補助等協議対象施設の公表の内容及び方法等)

第2条 国庫補助等協議対象施設の公表は、次に掲げる事項について、教育・保育施設等設置認可事務所管課において一般の閲覧に供することにより行う。

- (1) 設置運営主体の名称及び事業計画（国交付金協議対象施設にあつては、整備計画）（施設の名称、施設の種別、定員、工事区分）
- (2) 新たに法人を設立する場合にあつては、設置準備委員会の名称及び役員就任予定者の氏名
- (3) 設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称

2 前項に規定する公表の時期は、当該施設整備に係る予算の議決を行った議会の閉会日の翌日以降とする。

3 第1項に規定する公表の時期は、当該施設整備の着工日の属する年度及びその翌年度の末日までとする。

(入札結果の公表の内容及び方法等)

第3条 国庫補助等協議対象施設に係る事業計画又は整備計画において、国との協議が整った施設の建設に係る入札結果の公表は、次に掲げる事項について、教育・保育施設等設置認可事務所管課において一般の閲覧に供することにより行う。

- (1) 入札年月日
- (2) 工事区分
- (3) 入札業者名
- (4) 落札業者名
- (5) 落札金額

2 前項に規定する公表の時期は、当該入札が執行された日の翌日以降とする。

3 第1項に規定する公表の期間は、当該入札が執行された日の属する年度及びその翌年度の末日までとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。